

保険料の軽減措置について

【均等割額の軽減】

所得の低い世帯の人には「均等割額」の軽減があります。

(1) まず、前年の収入をもとに軽減判定所得額を計算します。

■軽減判定時の年金所得計算方法■

$$\text{年金収入} - \text{公的年金等控除} - \text{高齢者特別控除}(15\text{万円}) = \text{年金所得}$$

※公的年金等控除は、年金収入が330万円未満の場合120万円となります。

※65歳以上で公的年金等控除を受けた人は、さらに高齢者特別控除（総所得金額等から15万円を控除）を適用し、軽減判定時の年金所得を決定します。

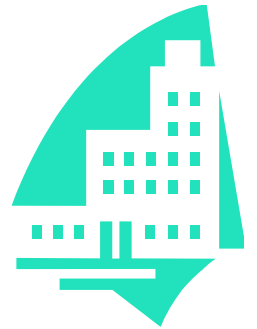
(2) 次に、上記(1)で計算した所得額を下表に当てはめて「均等割額」の軽減判定を行います。

《均等割額の軽減判定表》

世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円（基礎控除額）以下かつ、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）のとき	8割軽減	10,300円
33万円（基礎控除額）以下のとき	8.5割軽減	7,700円
33万円（基礎控除額）＋{28万円×被保険者数}以下のとき	5割軽減	25,900円
33万円（基礎控除額）＋{51万円×被保険者数}以下のとき	2割軽減	41,400円

☆会社の「健康保険」など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった人も軽減があります！

制度加入の前日まで会社の「健康保険」など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった人は資格取得後2年間に限り「均等割額」が5割軽減となり「所得割額」は課されません。
※被扶養者だった人で軽減判定表に該当する世帯の人は、より大きな均等割額の軽減（8割、8.5割軽減）が受けられます。



・保険料（年額）の計算例

～前年の収入が年金収入205万円のみ（1人世帯）の場合～

ア. 所得割額の算出

- (1) 2,050,000円〔年金収入〕－1,200,000円〔公的年金等控除額〕
＝850,000円〔年金所得〕
- (2) 850,000円〔年金所得〕－330,000円〔基礎控除〕
＝520,000円〔賦課のもととなる所得金額〕
- (3) (520,000円〔賦課のもととなる所得金額〕×9.88%〔所得割率〕
＝51,376円〔所得割額〕

イ. 均等割額の算出

- (1) 850,000円〔年金所得〕－150,000円〔特別控除〕
＝700,000円〔軽減判定時の年金所得〕

※ 軽減判定時の年金所得が840,000円以下になるため、均等割額2割軽減に該当します。

- (2) 51,800円〔均等割額〕×0.8〔均等割2割軽減〕
＝41,400円〔均等割額：100円未満切り捨て〕

◎保険料（年額）の算出

＝ア. 所得割額＋イ. 均等割額
＝51,376円〔所得割額〕＋41,400円〔均等割額〕
＝92,700円〔100円未満切り捨て〕